

## 相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の改正(案)の概要について

### 1 改正の趣旨

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害等を踏まえ、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)により宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)として、崖崩れ等による災害の防止を目的として危険な盛土等が包括的に規制されることとなりました。

本市では、これまで相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成22年相模原市条例第38号。以下「条例」という。)により、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するための規制を行ってきましたが、令和7年4月1日から盛土規制法に基づく規制を開始することに伴い、重複することとなる規制について整理するため、条例を改正するものです。

### 2 主な改正の内容

#### (1) 題名の改正

題名を「相模原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」とします。

#### (2) 目的に係る規定の改正

条例の目的から「土砂等の埋立てによる災害の発生の未然防止」を除外します。

#### (3) 土地所有者の責務に係る規定の改正

土地を占有し、又は管理する者は、当該土地を適正に管理するよう努めなければならないこととします。

#### (4) 土砂等の埋立て等の許可に係る規定等の削除

ア 土砂等の埋立て等の許可に係る規定を削除します。

イ アに伴い、保証金の預託に係る規定等の関連規定を削除します。

#### (5) 特定埋立て等に係る届出に係る規定の改正

ア 事業区域の面積が3,000平方メートル以上で、かつ、高さが1メートル以上の土砂等の埋立て等(以下「特定埋立て等」という。)は、原則として工事に着工する30日前までに、特定埋立て等を行う旨を市長に届け出なければならないこととします。

イ 特定埋立て等に係る届出をした事業主(以下「特定事業主」という。)は、届出の内容が変更となったとき又は特定埋立て等を廃止し、若しくは完了したときは、それらの事由が生じた日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならないこととします。

#### (6) 土壌の汚染を確認した場合における措置等の追加

特定事業主は、定期的に行う事業区域の土壌検査の結果、土壌の汚染が生じていることを確認した場合には、当該汚染により土壌汚染対策法(平成14年法律第53

号)に基づく要措置区域に指定された場合を除き、当該特定埋立て等を完了等した後においても地域への排水の水質検査を行う等必要な措置を講ずるとともに、その結果を市長に報告しなければならないこととします。

#### (7) 指導等に係る規定の追加

ア 市長は、特定事業主に対し、特定埋立て等による土壌の汚染の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために必要な指導及び助言を行うことができることとします。

イ 市長は、特定事業主が行った特定埋立て等により土壌の汚染が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、区域内土地所有者等に対し、必要な指導及び助言を行うことができることとします。

#### (8) 勧告に係る規定の追加

市長は、特定事業主が、土壌検査等を行っていない又は(6)の措置を講じていないと認めるときは、当該特定事業主等に対し、当該特定埋立て等の全部若しくは一部を停止し、又は期限を定めて当該土壌検査等を行い、若しくは当該措置を講ずるよう勧告することができることとします。

#### (9) 公表に係る規定の追加

市長は、特定事業主等が(8)の勧告((6)の措置を講じていないと認めるときに限る。)に従わないときは、その氏名、違反の事実等を公表することができることとします。

#### (10) 罰則に係る規定の改正

(5)アの届出をしなかった者は50万円以下の罰金に、(5)イの届出をせず、又は虚偽の届出をした者は30万円以下の罰金に処することとします。

### 3 今後のスケジュール

令和6年	9月15日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
	10月15日まで	
	11月	市議会12月定例会議に改正条例案を提出
令和7年	4月1日	改正条例の施行